



7 江 監 第 7 8 8 号  
令和 8 年 3 月 1 6 日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員	豊 島 成 彦
同	佐 竹 としこ
同	金 子 ひさし
同	高 村 きよみ

令和 7 年度第 3 回定期財務監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 1 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 令和7年度第3回定期財務監査報告書

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査の対象事項

令和5年度、6年度及び7年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

なお、豊洲特別出張所については、令和6年度及び7年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

#### 2 監査の対象施設

##### (1) 豊洲特別出張所

##### (2) 出張所

亀戸

##### (3) 保育園

森下、東雲、辰巳第三、亀戸、亀戸第二、大島、わかば、東砂第四、南砂第一

##### (4) 児童館

亀戸第三、大島、大島第二

##### (5) 江東きっずクラブ

きっずクラブ亀戸第三児童館、きっずクラブ香取（亀戸第三児童館所管）

きっずクラブ大島第二児童館、きっずクラブ北砂（大島第二児童館所管）

#### 3 監査の実施期日

令和7年10月1日から同年11月28日までのうち20日間

### 第2 監査の手続

施設の概要及び歳入歳出予算の執行状況についての資料を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

なお、「施設の安全対策」を重点監査項目として、監査を実施した。

### 第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目である施設の安全対策についても、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、

関係部署に対し、口頭で改善を促した。

#### 第4 監査委員意見

監査の結果に記載したほか、一部の施設管理・運営に関する以下のような事案について、監査時及び講評において所管部署とも連携し改善・検討するよう求めた。

##### 1 保育園について

- (1) 給食室の暑さによる体調不良が生じないように、熱中症対応を検討されたい。
- (2) 給食にかかる予算について、近年の物価高騰に対し経済動向を見極め、サービスの低下が生じないように検討されたい。

##### 2 施設全般について

各施設の老朽化等による安全性の低下や、サービスの低下を招かないよう検討されたい。

講評を受けて、既に改善及び検討が図られている部署もあるが、さらなる行政サービスの向上及び規程を遵守した事務執行や施設管理に努められたい。